

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6 学士の学位授与</p> <p>第12条 本学部の定めるところにより、<u>144</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>2</u> 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、<u>前項</u>の単位数に算入することがある。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>3</u> 第10条の規定により他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。</p> <p><u>4</u> 第2項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。</p> <p><u>5</u> 第1項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者の学士試験合格に必要な科目及び単位数は、別に教授会で定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6 学士の学位授与</p> <p>第12条 <u>4</u>年以上在学し、本学部の定めるところにより、<u>136</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>3</u>年以上在学し、本学部の定める卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した者について、<u>学士試験に合格したものとすることがある。</u></p> <p><u>3</u> 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、<u>第1項</u>の単位数に算入することがある。</p> <p>(1)～(5) } (同 左)</p> <p><u>4</u> }</p> <p><u>5</u> 第3項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間に通算することがある。</p> <p><u>6</u> (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>